広報　第17号

町のすがた
(8月1日現在)

人口	男	3,492人
	女	3,835人
	計	7,327人
世帯数		1,556

三島町だより

発行　昭和44年8月15日
新潟県三島郡
三島町役場
TEL 脇野町局
(代) 340
(夜) 1

印刷　北越印刷株式会社
長岡市福住1丁目
TEL (3) 0306

脇小プールのよい子供たち

事故もなく楽しい夏休みを

◎規則正しく健康で明るい日々を過すように致しましょう

第二回三島町臨時議会
三島町都市計画審議会条例、外きまる

第二回三島町臨時議会が七月十九日招集告示され、七月二十三日に会期一日間で開会された。議員十八名全員出席で、町長提案の五議案全部原案のとおり可決された。

町長提案の議案は次のとおりである。

一、三島町都市計画審議会条例の制定について
(昭和四十三年に新都市計画法が制定されて、新潟県では、新潟市を中心とした地区と、長岡市を中心として、見附市、中之島村、与板町、越路町、三島町を区域とした二つの地区が該当いたし、計画策定等町長の諮問に対して審議する機関で、委員の数は十名)

二、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに地方自治法第二〇七条による実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
(都市計画審議会委員の報酬を定めるための条例)

三、昭和四十四年度三島町一般会計補正予算(第二号)について
(都市計画の計画策定費等で補正額九三八千円で予算総額一九八、七〇〇千円となった)

四、昭和四十四年度三島町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)について
(国保事務の合理化のために国庫補助で事務改善をするための補正で、五九四千円の補正増で、予算総額四九、七九〇千円となった)

五、昭和四十四年度三島町水道事業会計補正予算(第一号)について
(水道の第一水源井戸のポンプ取替えのための予算補正で、五〇〇千円補正した)

交通事故をなくしよう

◎運転するときは酒を飲まない
◎運転者には酒をすすめない
◎酒を飲んだら運転をしない
◎交通災害共済に全員加入いたしましょう

夏の防犯と事故をなくしましょう

与板警察署

本格的な夏になり、あつい日がつづきますと、水による事故や交通事故が発生します、事故も年々増える一方です。

加えて集中する年間の各種行事、これにともなう、心のつかれ、からだのつかれからいろんな犯罪がうまれこれも年々増える傾向にあります。

わずかの心のゆるみから犯罪につながる要因をつくることがありますので、皆んなで次の事に注意して事故のない夏にしたいものです。

与板警察署では特に、次のことに注意と協力を、のぞんでいます。

◎　少年非行の防止
未成年者の飲酒・喫煙・夜あそび・不良交友・万引・その他不良ぐ犯行為の防止。

◎　性犯罪の防止
婦女子の夜間の一人歩きや知らない人の車にのらないように、また服装などには注意する。

◎　暴力団犯罪の予防
小さな被害でもすぐ届けるようにして、明るい町づくりに協力をする。

◎　水死、水難事故の防止
幼児からは目をはなさない、海水浴は指定の場所で、家の附近の池や用水には危険防止のサクやフタを施設する。

◎　すり、置引などの防止
人ごみには「すり」がいます、貴重品の保管には十分注意して、また置いた荷物をとられないように注意する。

◎　その他
交通事故の防止には一層注意する。

夏の防犯活動は七月～八月の二ヵ月間おこなわれています。

みんなで注意して、この町からいろんな事故をなくしましょう。

交通違反の反則金は

最近交通違反者の中に、反則金を交通反則通告センターへ直送する者が増加しています、これは誤った納付です。正しい納付は次の要領で納付してください。

◎　軽微な交通違反には、交通反則を適用して、反則切符を交付します。

◎　反則切符を交付された者は、交付された翌日から七日以内に近くの郵便局か銀行へ行って、切符と同時に交付された納付書に、指定された現金を添えて差出せばよいのです。

◎　切符を交付された翌日から七日以内に郵便局か銀行へ仮納付することができなかった場合は、切符を交付された日から十四日目に長岡通告センター(長岡警察署構内)に出頭し、改めて反則通告され、それから十一日以内に郵便局か銀行へ反則金を納めることになります。

◎　反則金を納めるのは、納付書を持参すれば代人でもさしつかえありません。

◎　反則金を長岡通告センターへ直送しても取扱わないことになっているので、定められた期日以内に郵便局か銀行へ納めてください。

住民窓口相談室
内金・前金について

内金、前金、についてお知らせ致します。

内金売買ということがよくいわれますが、これは契約成立のときに売買代金の一部を内金として支払い、残代金は登記や物件の引渡しと引換えに支払うというやりかたです。

これに対して前金で支払うという場合は、一般には登記の引渡しが終わらなくても契約の成立と同時に売買代金全額を支払うという趣旨にとれます。

しかし、その支払う金額が代金の一部であれば内金売買と同じことになるし、全額支払ってしまったとなれば売買を完了してしまったので引渡しなどが不能とならない限り契約解除も起こってきません。

ところが内金売買のときの内金というのは右にのべたように売買代金の一部分にすぎず、手付金のように自由に(手付を流しまたは倍返しをして)契約を解除させるという法的な意味はありません。

ですから、内金を受け取ったからといって普通の売買と変ってくるものではなく、売主も買主も特に契約を解除する理由がないかぎり契約を解除することはできません。

ただし、契約による義務を履行しなかったりするなどの契約違反の解除理由があって解除をする場合は、内金は全額返還することになります(解約手付による解除は、手付流しあるいは倍返しをする)。

もっとも買主側に損害賠償の義務があれば、結局、内金と清算することになりましょう。

内金返還の根拠は、契約解除の効果としての原状回復義務(民法五四四条)、つまりその契約がなかったものとして契約以前の状態にもどすという義務にあります。

手付か内金かという問題はいちがいに決めがたいところですが、買主がどうしてもほしいというときは売主の手を封じるために、あらかじめ額の大きい手付金を打つか、または手付なしで契約を完成させるべきです。(以上土地家屋の法律知識より)

ござんじですか
「郵便貯金本人票」

脇野町郵便局

郵便貯金本人票は、みなさまの請求により郵政省が発行します。

郵便貯金は、どこの郵便局でもおろすことができますが、防犯上のことなどで、預けた以外ではおろす金額が制限されています。

しかし、この「本人票」を持っていますと、どこの郵便局でも通帳の預金残高(現在高)の範囲内で、自由におろすことができます。また、盗難にあったり、紛失したりしたときも、本人でなければおろすことができませんから絶対安全です。

商用や旅行などで全国各地を回るかたには、とくにお勧めします。

本人票を作るときは、貯金通帳、印、ご本人の写真(手札判か名刺判)、住所を証明する書類(身分証明書、住民票の写、免許証など)を持って、郵便局の窓口へ。

弥彦山有料道路に愛称をつけて

弥彦山有料道路(一六、三六〇米)がこのほど完成しましたので、愛称を募集します。

◎　応募方法
(1)官製はがき一枚につき一つの愛称を書き、住所・氏名・年令・職業を明記すること(一人何通応募可)
(2)応募資格　制限なし
(3)愛称スタイル、カタカナ・ひらがな、字数等は一切自由です。
なお、名称に必要があればその意味を簡単に書くこと。
(4)〆切　8月20日必着
(5)あてさき　新潟西局区内一番堀通り　新潟県企業局「弥彦山有料道路愛称募集係」宛　郵便番号　九五一
(6)入選者発表　8月26日

八月の衛生行事

日	種目	対象	ところ	とき
19	乳児検診	生後三ヵ月～一年未満	役場	13・0～15・0
28	予防注射 百日セキ ジフテリヤ	S43・4・1～S44・3・31迄の出生 (第二回目) 実施は一回目未	役場	14・0～15・30
29	三歳児一斉検診	S40・10・1～S41・4・1迄の出生	役場	13・0～15・0
119・	妊婦検診	一般	役場	13・0～15・0

動き出した新都市計画法

三島町も計画区域に

最近の新聞紙上に、新都市計画区域の指定とか、広域市町村圏域等としばしば見受けます。

しかも三島町の名が新都市計画法に基く計画区域に云々ということも見受けられます。

これは新都市計画法でいう、総合的に整備すべき区域、たとえば、人口十万以上の都市を中心に、文化、経済、通信、交通その他日常生活の諸要素の交流が、密接な関連のある市町村区域をもって都市計画区域とするということになり、長岡市を中心に見附市、越路町、与板町、中之島村、三島町が対象となり、目下基礎的調査検討が県で行なわれています。

また町の全面積が都市計画区域になるとは限らず、一体の都市として整備を要さない山間部等は除外されることも考えられます。

三島町でもこれらの推移に対応するため、都市計画審議会条例の制定がなされ逐次具体化する諸事項に対処したいとしています。

また、このことについて住民各位の特段のご理解とご協力をいただくことにより、よりよい町を、より明るい町を造るため新都市計画法の大要をお伝えします。

新都市計画法は、昭和四十三年五月十七日第五十八国会で成立し六月十五日に公布されました。

今までの都市計画法は、大正八年に制定されたもので行政区域全般を指定していたものです。近年に至って国の高度経済成長と産業構造の高度化に伴う急速な都市化現象によって、惹きおこされる種々の都市問題—交通難・住宅難・スプロール・公害の発生・地価の高騰等、都市地域の土地利用計画の合理化を図る必要があると論議されるようになり、今回の都市計画法の制定、施行となったものです。

新都市計画法・どう変るか三島町

具体的にいうと、全国的に進んでいる都市化現象である、無秩序な市街地の膨張拡散の現象があらわれて、市街化が既成市街地の**周辺の農地、山林を蚕食**し、道路、下水施設もない不良市街地を造成し、また、人口や産業が都市に集中するに際して土地のコントロールがないため、工場や住宅が地価の動向に引きまわされ、目前の計算のみで勝手に立地を選定するために生ずるものであって、

しかもこれらの関係、諸施設は短年度で計画能力をオーバし、改良、投資また改良と投資がくりかえされる等、社会全体に大きな損失を招く結果となっています。

もともと都市の形は、人間がコンパクトに密集し形成するもので、都市施設と建築物の集合物である。

したがって都市施設は建築物が集合的に立地することを前提としてはじめて、有効であり、投資も可能となります。

それが、工場や住宅が無計画に勝手な所に立地するのでは都市施設の計画も立てられず、

また、うすく広くバラバラに市街化されても都市施設の整備のしようもない、また最低限度の都市施設のない不良都市が形成されることになります。

また、農村では農地、山林が虫食いのように宅地化され、下水の放流により農業用水の汚染、日照、通風の不良化、農作物の発育不良等の直接弊害の外、宅地化見込による農地価格の騰貴が農民の営農意欲を失なわせ、ときには広範囲にわたる農業の荒廃も予想されるようになってきております。

そこで都市地域における土地の利用は都市と農村部との調整と統制が必要となります。

また、その統制は個々の住民にとっても結局は利益となるものであり、新都市計画法は、このような考え方から、法第二条に「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする」と規定しています。

新都市計画法は従来のような単なる市街地の土木的構築計画にとどまらず、市街化と農業的土地利用との調和を図ることが要請されています。

また、土地の利用は公共のため一定の制限の下におかれることを明らかにしています。

新都市計画法の土地利用についての特色は都市計画区域を二分し、市街化すべき区域と、市街化を抑制すべき区域とに分け、市街化区域については、用途地域、都市施設等の計画をはっきり定め、都市施設を優先的に、計画的に整備し、民間の開発については開発許可制度により市街化の水準を確保することとされ、市街化調整区域については一切の開発を原則として禁止し、無秩序な市街地の膨張を抑止しようとするもので、以上が新都市計画法の制定理由のあらましです。

新都市計画法と計画施行の概要

都市計画は、都市における政治、経済、文化等のいろいろな活動が最も合理的に発揮できるとともに、これらの活動を支える生活環境を良好に保持するための総合的な街造りの計画であり、第二次、第三次産業の場としての都市における計画であり、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及機能的な都市活動を確保すべきこと、並に適正な制限のもとに、土地の合理的な利用が図られるべきことを、基本理念として明らかに定めています。

◎都市計画の区域は、最近市町村合併でその区域が広大な農地山林あるいは山岳地帯を含むこととなったため、行政区域全体を都市計画の区域とする旧都市計画法では全く関係のない区域住民も都市計画税を徴収されるという矛盾を生ずることともなります。

次に都市の膨張拡大に伴う隣接町村との連担化に対して、行政都市の区域をこえ、いわゆる実質都市として、一体として計画すべき事態にいたっても、行政都市の区域でしか決められないということが、行政区域によるという、都市計画区域の考え方が改められた。

それは、市若しくは人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然条件及び社会的条件等を勘案して、一体の都市として統合的に整備し、開発し、保全の必要がある区域又は新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発する等の必要がある区域を、都市計画区域とするものとし、知事が建設大臣の認可を受けて行なうものとすると、ともに、指定に当っては、関係市町村及都市計画地方審議会（県）の意見をきいて行なうものとした。

◎都市計画の内容

大別して次の四種の都市計画を明らかにしている。

1 市街化区域及市街化調

整区域に二分され、無秩序な市街地を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域を定めることになった。

㈠市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である。

㈡市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域で、次の対策が効果的だと考えられている。

近年における人口、産業等の急激な都市集中は、都市の過密化を惹起すると同時に、都市の郊外への無秩序な拡散を招き、道路、下水道のような必要最低限度の施設さえ備えないような劣悪な市街地を形成し、公共施設に対する非効率的な投資や追随的な投資が余儀なくされている、このような、弊害を除き、都市の発展を秩序づけるには次のような対策が考えられている。

(1) 大都市周辺においては無制約に開発を認めるべきではなく、人口、産業の動向を考慮しつつ計画的開発を進める。

(2) 道路や下水道等の公共投資の効率を高めるために、公共投資を集中的に実施すべき区域を明確にする。

③ 農地転用による宅地化が相当多い情勢に鑑み、市街化を計画的に行なうため、農地転用の許可制を合理的に運用する必要があること、この農地転用を認める区域と認めない区域を明確にする必要があること、以上の点を最も合理的かつ、能率的に遂行する制度として、市街化区域及び市街化調整区域の制度が設けられたのである。

次に農業との調整は、文化的な都市生活と機能的な都市活動との調和を図り、他方においては、都市側からする生活、生産の諸活動と農林漁業と健全な調和を図ることを目標としている。

(イ)市街化区域は、農林大臣と協議して定めることとして、この場合に、集団的に存在する優良農地は、市街化区域に含めないこととし、協議の整った区域については、農地転用を不用許可とし届出をもってよいことになる。

市街化区域における農業投資については、災害復旧事業、農地防災事業等で市街化区域設定後の都市計画の、進展状況からみて、その地域の農業をなお続ける必要のある場合において必要最少限の範囲で行なうもののほかは、原則として、行なわない。

また、市街化区域における農家に対しては、代替地のあっせんや転業指導等の施策を講ずることも考えられています。

さらに、市街化調整区域において、農地転用が厳格に運用され、農業投資が積極的に実施され、また、審議中である農業振興地域の整備に関する法律案が成立すれば、これに基づく農業振興地域が指定されることも考えられています。

以下各項による法の解説は次に機会を得て説明したいと思います。これで新都市計画法の大要が、おわかりいただけたと思います。

実施に当りましては、住民各位の理解と積極的なご協力が町の近代化と発展の—カギ—となりますので何分のご協力とご支援を、お願い致します。

住民の声

河川愛護 ありがとう

上岩井　小林

広報七月号に原稿をよせた直後、言いあわせたように河川清掃が各部落毎に実施された。

誰もが思うことは同じである、よいと思うことは、いつまでもつづけたいものです。

砦関道橋下流の中すも計画があったものとみいて、雑草処理や土砂の取り除き作業がはじまり、今までの私の思い案じたことが危惧であったようですが、一面自分の意見提出後これが採たくされ実現したような、一人よがりの気分になる。

なにわともあれ、ありがたいことです。おりもよし七月三十日、三十一日そして、八月一日・二日の大雨きけば七月末は日雨量八八ミリ、八月一日・二日が日雨量七七ミリとか、大分いい水でしたが、安心しきっていられた。

対策の手がほどこされたということが、こうも気分的にゆとりのあるものと、しみじみ思いました。

本当にありがとうございました。

次に、七月の新聞紙上に三島町と新都市計画が、ちょくちょく、見受けられ、やがて具体化すれば発表されることだと思います、一〇年—二〇年先の町を思うとき、住民の一人として、きょうみが自然にわいて来ます、計画の主軸になる町当局の皆さんは大変な仕事だと思います。

私たち住民も百年の大計のためにも、私情をのりこえて積極的な協力は当然のことであります。

また、施行の主体である町も、立場を替えて関係者のことを、とことんまで心配をしてやることです。

これはとりもなおさず、事業推進の原動力だと信じます。善意は善意を生むといいます。

折りをみて新都市計画法のあらましでも教えていただけたなら幸であると思います。

砦関道橋下流の中洲取り除き工事現場

ご協力ください

調査測量と立ち入り通知

都市計画実地調査のため県、町の職員が、あなたの土地や建物の調査立入りや、おたずねすることもありますので、ご協力お願い致します。

なお、都市計画法第二十五条第一項の調査のための立入り調査測量等についての規定事項。

また、同法同条第二項に定められている—他人の占有する土地に立ち入ろうとするものは、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない」と規定されています。

このことについて立ち入り地域が三島町全域となりますので、この広報を以って立ち入り通知に替えさせていただきます。

立ち入り調査職員には、新潟県知事発行の身分証明を携行させておりますのでよろしくお願い致します。

◎調査期間

昭和四十四年七月十五日から昭和四十五年三月三十一日まで

稲架作りに注意して

秋の取り入れもちかずいて来ました、例年のことながら稲架作りがはじまります。次のことに十分注意して、広く、安全な路巾を確保し、交通事政や防災活動に支障のないようにしてください。

◎ 稲架木の支え木は道路敷に入れないこと

◎ 控綱等は道路上空に高くし、交通に支障のないようにする。

◎ 集積した稲束が道路巾をせばめないように。

みんなが参加しよう

三島町納涼民謡大会

主催　BSN放送
共賛　三島町、三島町商工会
とき　8.15日　16.00～17.00時
ところ　三島町体育館

BSNテレビ放送　とき　8月20日　17.00～18.00時